

環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則案の概要

1. 趣旨

平成 18 年第 165 回国会において、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号。以下「法」という。）が成立し、新たに、特定広域団体が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣法」という。）第 37 条第 1 項の規定による麻酔の作用を有する劇薬を使用する危険猟法の許可に関する事務を記載した道州制特別区域計画を特定広域団体が公告した場合には、麻酔薬を使用する危険猟法に係る許可については、特定広域団体の知事が行うこととされました。（別添参考資料参照）

これに伴い、危険猟法の許可に関する権限を特定広域団体の知事が行うことができるよう鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）の特例措置を定めるため、新たに環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則を定めることといたします。

2. 改正の内容

(1) 第一項関係

規則第四十六条中、以下に掲げる規定について「環境大臣」を「特定広域団体の知事」と読み替えることとする。

第一項（危険猟法の許可の申請）

第二項（申請に際して必要と認められる書類の提出命令）

第四項（危険猟法許可証の再交付申請）

第五項（危険猟法許可証の記載事項の変更に係る届出）

第六項（危険猟法許可証を亡失した際の届出）

第七項（危険猟法許可証の返納）

(2) 第二項関係

規則の特例に係る様式を定める。

3. 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日（予定）